THE SUGGESTION
提言

中小企業組合総合研究所機関紙
8月1日
第187号（2021年）

発行所
一般社団法人 中小企業組合総合研究所
〒533-0032 大阪市東淀川区淡路3-6-31 協同会館アソシエ2F
電話 06-6328-5577 FAX 06-6328-5588
URL http://www.kumiaisouken.com/

提言・約束事

1. 基本的には読者参加型の提言新聞とします。併せてニュース解説や話題を提供します。
2. 投稿の場合、社会規範に反するものは受付けません。原稿掲載はスペース等の関係もあり編集者の判断にお任せ下さい。

7・13関西生コン事件 大阪地裁判決
恐喝事件は無罪 懲役3年 執行猶予5年の不当判決
金銭要求および恐喝行為は事実無根と認定
武建一委員長「断固ストで闘う」 反動判決弾劾し反転攻勢へ

7月13日、大阪地方裁判所（大阪市北区）で全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（関生支部）の武建一委員長への判決があった。当日は朝から大阪地裁前に、大阪だけでなく北海道など全国から支援者400名以上が結集。韓国民主労総全国建設労組からの連帯メッセージも同時通訳で紹介され、国境を越えた労働者の団結が示された。



判決は、①大阪・ストライキ事件（威力業務妨害）②滋賀・コンプライアンス活動事件（恐喝未遂）③会館建設カンパに関する件（恐喝）の3つの事件を併合したもので、「懲役8年」の求刑に対し、判決は「懲役3年、執行猶予5年、未決換算190日。

恐喝については無罪」というものだった。

司法の産業別労働組合に対する認識は、あまりにもお粗末なもので、①の大阪ストライキ事件に関しては、「雇用関係がない相手に対する団体行動は正当な組合活動と判断される余地がない」とし、2017年12月のストライキを威力業務妨害とし、武委員長を「指導者としての責任は重大」と断じた。

労働者と中小企業が大同団結して生コン価格を大幅に引き上げたにもかかわらず、それが生コン輸送運賃や労働者の雇用などに反映されなかったことで、ストライキに至ったわけだが、その経緯については一切言及しなかった。武委員長の実刑を跳ね返したのは運動の成果だが、憲法28条、とりわけ団体行動権を全否定する判決が労働運動に与える影響は大きい。

◆

判決後、裁判所から出てきた武委員長は、支援者からの大きな拍手に迎えられて挨拶を行なった。その中で、「国策としての弾圧との闘いはこれからが本番だ。国家権力は産業別労働運動を認めないどころか、JR東日本のように企業内労組も全否定している。我々は断固ストライキで闘う！」と宣言、賛同の大きな拍手が起きた。



7月13日判決についての声明
武建一 関生支部委員長

取り囲み、不当判決を許さない闘いが展開されました。一方、大阪広域生コンクリート協同組合は、各工場より2名の動員を指示して、当日は300名ほどが参加していました。しかし、強制動員で嫌々参加している事は見え見えで、協同組合の理事長と元ヤクザの副理事長への傍聴券が抽選で得られたら早々に退散していました。やる気満々の全国の仲間は彼らを圧倒して、判決後も決起集会に意気揚々と参加して、決起集会は大成功しました。集会参加の皆様に心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。

判決の内容は位田浩主任弁護士より詳しく述べておられますので、私は出来るだけ重複をさけて今回のでっち上げ事件がなぜ強行されたか、我々は今後いかに闘うかを述べます。

恐喝事件、威力業務妨害・恐喝事件は、いずれもありもしない事を権力が作り上げた事件である事は弁護士団の声明で明らかな通りです。従って、いずれも無罪判決でなければならないものです。しかしながら懲役3年、執行猶予5年の宣告は極めて許しがたいものであります。

なぜ事件が作られたか。関生55年の歴史は、正月3日間しか休みが無く、賃金は働く日しか支給されない日雇い制度であった生コン労働者の実態を改善すべく立ち上がり、解雇されたり、企業閉鎖を受けたり、第2組合との差別、「赤」で他では仕事が出来ない、孫の代まで影響を受ける等の思想攻撃など、ありとあらゆる攻撃に屈する事なく闘い、幹部はヤクザに拉致監禁されたり、5社程の会社が各社1000万円ずつ出し合って殺害により前科5犯の前歴を受けているなど、想像を絶する資本と権力の攻撃を受け、それとの闘いの歴史であります。

この闘いの歴史の中で、現在の労働条件、賃金は年間平均800万、年間休日125日、優先雇用協定が実現したのです。

今回の弾圧の始まりは、2018年8月28日の私の逮捕から本格的に始まり、実に89名の逮捕者、70名以上の起訴となっています。この2018年とは、和歌山、奈良、大阪、兵庫、京都、滋賀の近畿2府4県の中小企業の生コン業者と各協同組合が我々との協力・連携関係を確立して、セメントメーカー、ゼネコンの収奪と闘う体制が確立したその時だったのです。協同組合と


当日は早朝から400名の支援者が大阪地裁前に結集した

我々は「新自由主義的競争原理に反対し共生・協働の運動が時代の要請である」との認識を共有し、大企業の支配から中小企業の自立、自律を実現する運動を強化する事で一致していたのであります。これは関生支部が産業別労働組合であるから可能な事であったのです。

この関生的労働組合が全国に広がる事は、日本の大企業中心の経済産業構造を民主化し、働く労働者の労働条件改善と、重層的な日本の中小企業支配に大きな影響を与えるものとなったのです。これを恐れた大企業と権力による国策捜査です。関生型運動は生コン労働者だけでなく、全国の闘う仲間と中小企業に灯台の役割を果たすものであり、これを恐れたのが攻撃の本質です。従って一歩も引けない闘いです。「やられたらやり返す」関生魂を発揮し、全力を尽くし勝利まで闘い続けます。

季折々
四 いつか来た道

天皇がポツダム宣言受諾を発したのが8月15日です。日本の敗戦から今年で76年。この間、日本は驚異的な経済成長を遂げ今日に至っていますが、朝鮮戦争、ベトナム戦争による特需に支えられていた事実は多くは語られていないのです。日本の多くの労働者への搾取、中小企業を犠牲にした収奪に加え、戦争被害に遭われた多くの民衆の犠牲による経済成長を忘れてはならないのです。

戦前は「米英鬼畜生」、戦後は「日米は共通の価値を持った国」へと180度異なった態度をとっているのが歴代内閣の姿勢です。日本国民も戦後「だまされた」と主張して、戦争指導者を自ら裁くことなく、戦前は戦争について反対すると「非国民」と罵り、戦後は権力者が作った「1億総懺悔」に乗っかり今日があるのです。

「過去に目を瞑る者は現在と未来が見えなくなる」との主旨のことを述べていたのは西ドイツのワイツゼッカー元大統領の言葉です。韓国での慰安婦、徴用工への賠償責任、中国での日本軍（731部隊）による人体実験、南京大虐殺など、歴史的事実を隠蔽する動きがあります。

今日、日本国民は戦争被害者とともに戦争加害者であることを忘れると「いつか来た道」に入ります。戦争法案、共謀罪、特定秘密保護法、憲法改正を目指す国民投票法の成立、労働組合への想像を絶する弾圧、「危険を事前に察知する」これが知性のある人間ではないでしょうか。

武建一

関生支部武建一委員長に対する2021年7月13日判決について

2021年7月13日　関生支部弁護団声明

本日7月13日、大阪地方裁判所第11刑事部は、武建一関生支部委員長にかかる威力業務妨害・恐喝未遂・恐喝被告事件について、懲役8年の求刑に対して恐喝事件を無罪とした上、懲役3年、執行猶予5年を宣告した。

しかし、本判決には、以下に述べるとおり、いくつもの大きな誤りがあり、全ての事件が無罪とされるべきであった。

威力業務妨害について

威力業務妨害事件については、柳元副委員長、西山執行委員に対して、昨年10月8日に本日と同じ裁判所が判決を言い渡していた。先の判決にはその無理解に対して労働法研究者などから広く批判が寄せられていたが、本日の判決は先とほぼ同旨の内容の判決であった。



被告人らの行為について、弁護人が労働組合活動としての正当性を主張したのに対して、判決は被害者とされる企業には関生支部組合員が雇用されていないから、争議行為の相手方となる使用者と認められず、違法性が阻却される余地はないとした。そのため、関生支部が企業に協力して、中小企業の大同団結を勝ち取りその結果として生コン価格が大幅に値上げされたにもかかわらず、それが生コン輸送運賃の値上げや労働者の雇用・労働条件に反映されることがなかったため本件ストライキに至ったという、経緯・経過の一切について判決は言及しない。

しかし、労働組合員との間に雇用関係がなければ労組法上の使用者と認めないという本判決は、労働組合の活動を企業別・企業内に限ろうとするものである。企業別・企業内以外の労働組合も憲法が団結権・団体行動権を保障する労働組合であることを本判決は否定している。

恐喝未遂事件について

判決は、労働者や近隣住民の生命・身体をも危うくしかねない工事現場の法令違反を指摘するなどした組合員の一つ二つの行為については判断・評価することなく、すべては施工者であるゼネコンに強い圧力を加え、生コン協同組合の員外社から員内社に生コン供給業者を変更させるために行なわれたから、恐喝行為に当たるとした。そして、一連の行為を全体としてみると、対応に追われたゼネコン関係者の負担は重いなどとして、不公正な競争を排除する目的があっても正当化できない、公益に合致する結果を伴うとしても行為が正当化されるものではないとした。

この判断も、産業別・職業別労働組合が、大企業との関係で従属的立場におかれている中小企業協同組合と協力して行なう産業政策運動の意義を見ようとしないものである。

判決は、ゼネコン関係者の負担を理由に、ゼネコンなどの労働安全衛生法令や道路運送車両法などに違反する行為を免罪している。それだけでなく、中小企業協同等組合法が協同組合に独禁法の適用を除外した趣旨を無視している。判決は、ゼネコンなどによる生コンの買い叩きを許し、結果として品質不良生コンが社会インフラに使用されることを助長する。また、生コン買い叩きが帰結する生コン産業で働く者の労働条件の悪化、労働者の地位の低下にも沈黙している。

恐喝事件について

恐喝事件が無罪とされたことは当然のことである。判決が指摘したとおり、武委員長と湯川副委員長が恐喝行為を行なったと認めることができる証拠は、はじめから何も存在しなかった。問題は、それにもかかわらず、あえて関生支部の委員長と副委員長が恐喝罪で逮捕起訴されたことである。

もともと、前述の恐喝未遂事件同様に関生支部と共謀して企業を恐喝した疑いがあるとして、本件の「被害者」とされている会社の代表者が警察から取り調べを受けていた。その取り調べの中で、同社が関生支部に1000万円を寄付していたことが警察に判明した。そして、同社代表者は被疑者とされていた恐喝事件では立件されず、かえって関生支部委員長・副委員長を恐喝の加害者、同社を恐喝の被害者とする事件が作り出されたのである。

一連の弾圧は、関西一円の府県警がゼネコンや大阪広域協と連携して、労働組合つぶしを企図したものである。本日の判決はそのことを認めなかった。しかし、恐喝事件の無罪判決は、関生支部組合員に対する一連の大規模な弾圧が、犯罪とすべきでないものを犯罪としてつくり出された弾圧であることを端的に示している。

弁護団は、判決に対して、即日、控訴した。武委員長をはじめ被告人とされた全ての組合員の無罪を勝ち取るまでともに闘い抜く所存である。

関西生コン関連団体を支援する会

関西生コン関連経営者会

近酸運輸株式会社
代表取締役　塩原一夫
〒660-0095 兵庫県尼崎市大浜町一丁目三番地二
電話（〇六）六四二三―九四一一
ＦＡＸ（〇六）六四二三―九四一三

社会資本政策研究会
〒533-0032 大阪市東淀川区淡路三―六―三一 協同会館アソシエ1階
電話（〇六）四八六二―四〇二二
ＦＡＸ（〇六）四八六二―四〇二三

渡辺千賀子 アソシエ後援会
〒533-0032 大阪市東淀川区淡路三―六―三一
電話（〇六）四八六二―四〇二二
ＦＡＸ（〇六）四八六二―四〇二三

サンセイ生コンクリート株式会社
代表取締役　稲村義昭
〒651-1412 兵庫県西宮市山口町下山口一六五一―一
電話（〇七八）九〇四―三六九一
ＦＡＸ（〇七八）九〇四―二一〇七

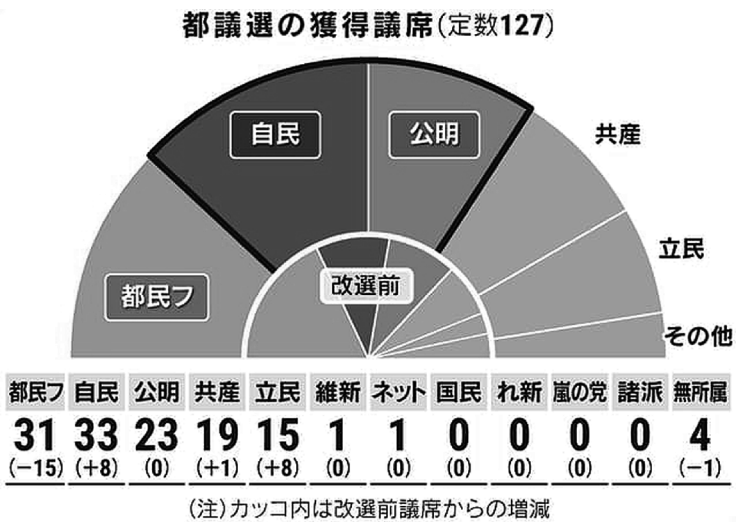
緊急考察

菅政権への厳しい審判
――都議選の結果から衆院選を見る

元衆議院議員　服部良一

7月4日投開票の都議選の結果は、政権与党自民党に大きな衝撃を与えた。最低でも50議席、うまくいけば60議席にもと楽観していた事前の予想が、ふたを開ければ33議席の大敗北に終わった。マスコミには「まさかの都議選敗北」「自民に誤算」「楽観自民　民意読み違え」などの文字が踊り、また「菅に鉄槌！」「選挙の顔 首相に黄信号」など菅総理への不信も示された。主要紙社説にも「政権不信の民意示された」（毎日）、「菅政権への厳しい審判」（朝日）、「有権者の批判どう受け止める」（読売）、「政権不信と向き合え」（東京）と明らかに菅政権への厳しい審判が下されたと論じている。衆院選直前の前哨戦と言われる選挙だけあって、まさに都議選の結果は今後の政権運営や衆院選にボディーブローのように効いている。

簡単に結果を確認しておくと、自民党の33議席は過去二番目に少ない結果で、公明党と合わせても過半数に届かなかった。小池都知事率いる都民ファーストの議席は、前回の46議席から大きく減らし31議席となったが、逆に存在感を示す結果となった。立憲野党は共産党が1議席増やして19議席、立憲民主党は8議席増やして15議席だが、立憲野党第一党としては必ずしも受け皿にはなれなかった。



都民フ	自民	公明	共産	立民	維新	ネット	国民	れ新	嵐の党	諸派	無所属
31（−15）	33（+8）	23（0）	19（+1）	15（+8）	1（0）	1（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	4（−1）

（注）カッコ内は改選前議席からの増減

維新は1議席、国民民主やれいわはゼロ、社民党は立憲民主党への合流問題が響いて公認候補を立てることができなかったなど、少数野党の埋没感は否めない。自民党への衝撃だけでなく、「勝者のいない選挙」と言われるように、立憲野党にも大きな課題を残した。

「いのち・くらし」より「オリ・パラ」優先の政治に NO！

今回の都議選は4度目の緊急事態が発令されコロナ感染が急拡大する中、オリンピックを強行しようとする政権の姿勢に世論の厳しい視線が集まる中での選挙となった。しかも単に感染拡大への心配というレベルにとどまらず、政権のコロナ対策が右往左往、まさに失政が誰の目にも明らかになった。もっともわかりやすかったのは、ワクチンの確保のデタラメさが浮き彫りになったことだろう。職域接種が大々的に宣伝され、一斉に準備に入った矢先にワクチンが入らない事態に、関係者は梯子を外されて現場は混迷の極みとなった。自粛に協力しない店への酒販業者や金融機関に政府が出した圧力指示は、即座に撤回、西村大臣の辞任要求までが今や噴出しているが、そもそも自粛の協力金が数か月たっても支給されない状況で居酒屋などは倒産・閉店の危機で悲鳴が上がっていた。オリンピック会場への観客問題も迷走を極めた。当初は有観客だけでなく酒類の販売も認め批判を浴びて撤回。結局、無観客へ方針転換。

この一連の迷走ぶりを見ていると、判断力の甘さに加え、様々なオリンピック利権にがんじがらめの実態が見え隠れする。今最もやらなければならないことは何か。「底が抜けた社会」と言われるほどにギリギリまで追い詰められた人々をいかに救済していくのか、「いのち」と「くらし」のための緊急支援策が求められているのだ。しかもこのまま感染が再拡大していくと、またしても医療崩壊が迫ってくる。大阪ではついこの前まで1万人以上の感染者が入院できないまま自宅での待機療養を強いられ、十分な治療も受けられずに多くの方が亡くなったのだ。我々の「いのち」の代償として、オリンピック開催のつけが回ってくるかもしれない。まさに政治の責任が問われる。

都民の多くがそうした危機感を身近に感じた結果が、今回の投票行動にあらわれたと言えよう。


衆院内閣委員会の閉会中審査で謝罪し、頭を下げる西村経済再生相（7月14日）

立憲野党の課題は

さてそういった状況下で、人々の不安や怒りの受皿にならなければならない立憲野党はどうか。課題は大きい。野党が一丸となって政権与党に、あるいは都民ファーストに立ち向かっていかなければならないのに、肝心の野党共闘が揺らいでいる。連合と国民民主党が共産党との共闘を拒否し、立憲民主党と連合の三者協定のはずが国民民主党が拒否、それぞれで協定を結ぶことになった。都議選で立憲民主党と共産党が1・2人区の大半で選挙協力・すみわけをしたことを連合や国民民主党が問題視した。背景には衆院選に向けた政権構想がある。政権交代した場合に共産党が政権に入る事を認めない国民民主党と連合は立憲民主党の枝野代表に圧力をかけ、枝野氏も共産党の「閣外協力」にも消極的な姿勢を示した。選挙区の一本化についても「共産党は黙って、候補者を降ろして欲しい」というのが本音であろう。今や社民党を含む4党が一緒に街宣車の上に並ぶことすら容易ではない。明らかに野党共闘は後退していると言わざるをえない。

一番深刻なのは、この通常国会での法案対応だ。社民党が「対決の重要法案」と位置付けた憲法改悪に向けた国民投票法改正案（立憲民主党の修正案も含み）、違憲立法の重要土地調査規制法、個人情報が担保されていないデジタル庁設置関連法案、高齢者の窓口負担を倍増する国民健康保険改正法案など本来廃案や徹底審議をしなければならない法案について国民民主党は全面賛成で、立ち位置が維新の党に近い。まずは基本政策が一致しないと何のための野党共闘なのかという議論になる。

もう一点は立憲民主党代表の枝野氏が出した「枝野ビジョン」の内容だ。新自由主義の政策への反省の弁については同意するが、吉田茂以降の保守本流の政治を持ち上げ、自らを「保守リベラル」と宣言する政治姿勢には驚く。加えて、米中対決の「台湾有事」、あるいは「尖閣有事」に対して、米国の抑止力の重要性を説き、日米同盟や多国間同盟の強化、日本独自の防衛力強化、特に南西諸島の軍事力強化などを訴える内容には、正直驚愕した。平和憲法や憲法9条を唱えるだけでは「観念論」であり、「現実的な安保政策が必要」という訳だが、平和憲法を持つ日本の立ち位置として、なぜ外交で戦争を抑止すると言えないのだろうか？これで、自公政権に対決して日本の将来の政治への希望を有権者に示すことになるのだろうか？もちろん、立憲民主党の中にも「枝野ビジョン」への様々な評価がある。沖縄を再び戦場にさせない、外交でアジアの平和を創ることを明確に主張する政治勢力が必要だということをあらためて痛感する。

衆院選で菅政権を追い詰めるチャンス

「小池新党」はあるのか。ここで目が離せないのが小池都知事の動向だろう。前回の衆院選では民進党をぶっ壊した。都議選直後も自民党二階幹事長との親密ぶりをアピールし、「衆院選に転戦」、「保保連立（中谷元防衛大臣）」で「首相ねらい」もささやかれている。連合の組織内候補が小池率いる都民ファーストから立候補したこともあり、国民民主党の目線は明らかに小池を見ている。衆院選を挟んで政局があるのか。

9月解散、10月10日又は17日投開票と言われる衆院選。菅政権の支持率は、危険水域と言われる30％を割ってきた。4月の国政補選、各地の知事選、7月の都議選と自民党は敗北が続いている。政権交代の絶好のチャンスであることは間違いない。

立憲野党に求められるもの―消費税減税などいくつかの共通の統一政策を示し、候補者調整を加速、自公維新との明確な対決の選択肢を示し、有権者の信頼を得ることである。

地域アソシエーションの芽(27)

京都大学名誉教授
国際経済労働研究所所長　本山美彦

政界を牛耳った大阪新興財閥（大正～昭和）の足あと(18)

特権的存在であった旧制高校

明治・大正期の神戸住吉村の富豪たちの政治力の強さを示す事例として、日本初の7年制高等学校の創設がある。

旧制高等学校は、1950年まで存在していた超エリート学校である。教育内容は現在の大学教養課程に相当した。

戦前の旧制高校、とくにナンバー高校(※)は、帝国大学への進学を保証されている学校であった。旧制中学が入学定員数を順次増加していったのに対し、旧制高校はそれをせず、一学年の定員と帝国大学のそれとは戦前期を通じてほぼ一対一であった。つまり、旧制高校の卒業証書さえあれば、専攻を選ばない限り、どこかの帝国大学に無試験で入学できたのである。戦前の高等教育機関の熾烈な受験競争は、大学入試ではなく高校入試にあった。高校に入ってしまえば、高校生は、バンカラを気取りつつ、戦前社会のエリート層揺籃(ようらん)の場を満喫していた。

高卒者と帝大入学定員とを比較しよう。年度ごとに変動があるし、参考に使ったのが、1926年の入学試験問題を解説した受験者向けの本の付属資料（北辰書院編）なので、厳密ではないものの、大まかな判断はできる。

一高（397人）、二高（293）、三高（333）、四高（289）、五高（316）、六高（286）、七高（238）、八高（283）。合計2435人。受入側の帝大の入学定員について。この年、大阪大と名古屋大はまだ開校していなかった。独自の予科に傾斜していた北大、外地の台北大の四校は除いて、四帝大だけの数字を見る。

東大（2363人）、京大（1381）、九大（608）、東北大（392）。合計4744人。四帝大だけで、ナンバー高の卒業者数の二倍もの入学定員だった。しかも、帝大の入学資格は、原則として、ナンバー高卒業者に限られていた。これでは、ナンバー高に入った途端に、学生は、勉強しなくなる。エリート高校生は遊興に耽(ふけ)っていたとの当時の批判も宜(むべ)なるかなである。

予科について付言しておきたい。特定の大学への進学を前提にしていたので、旧制高校とは違う別種の学校が予科であった。

その初めは「東京大学予備門」である。初期の予備門の教官は「大臣よりも高い」俸給で雇われた欧米のお雇い外国人たちが占め、カリキュラムはヨーロッパの大学に倣い、教科書、授業、ノート、答案はすべて外国語によるものであった。大学の専門教育を受けるためには、まず、英語やドイツ語等の高い語学能力が不可欠であり、これを身につける予備教育機関として作られたのが大学予備門であった。

1881年、大隈重信を失脚させて実権を握った伊藤博文らは、官僚機構を整備するため、東京にある官立諸学校を東京大学に併合し、東京大学を唯一の総合大学である「帝国大学」と改め、ここを官吏、学者の養成学校とした。そして第一から第八までのナンバー高校を創った。


伊藤博文
(1841―1909)

1886年の「中学校令」に基づいて、第一高等中学（東京）。第二（仙台）、第三（京都）、第四（金沢）、第五（熊本）という五つの高等中学が認可された。これら五校が、1894年の「第一次高等学校令」によって、一斉に旧制の高校に昇格した。さらに遅れて六高（岡山、1900年）、七高（鹿児島造士館、1901年）、八高（名古屋、1908年）が追加された。

※1950年まで日本に存在した高等教育機関のひとつである旧制高等学校の中で、設置順を示す数字を校名につけた学校群のこと。特に、明治期に創設された第一高等学校（一高）から第八高等学校（八高）までをいう。

大正中後期の高校新設

大正中期から後期にかけて、地方から地元の高校を増やせという要求が高まった。その背景には、政党が勢力を伸ばしてきたこと、なかでも高校増設をスローガンに掲げた政友会の勢いが大きく、中央の政治家たちも、そうした要求に応えざるをえなかった。財をなした関西の財界人たちは、政友会支持に傾斜していた。

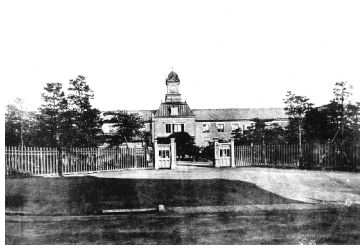
1918年、寺内正毅内閣の下で、「臨時教育会議」による「第二次高等学校令」が公布され、次の原敬内閣が、「高等教育機関拡張計画」を実施すると確約し、実際に、この計画に基づいて、17もの三年制の官立高校が認可された（新潟、松本、山口、松山、水戸、山形、佐賀、弘前、松江、大阪、浦和、福岡、静岡、高知、姫路、広島、旅順）。これら新しく認可された高校はナンバー高と区別するために、高校名に都市名を冠することが義務づけられた。

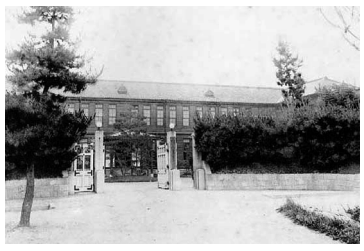
さらに、高等教育機関拡張計画に基づいて、高等科三年、尋常科四年の七年制高校が創設されることになった。それも、それまで官（国のこと）にしか許されなかった高校の設立を自治体と民間にも認めることになった。入学時期もそれまでの九月から四月に改め、以前から四月入学であった専門学校と同じにした。

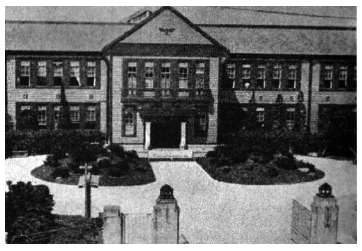
誕生した七年制高校の数は少なかった。官立では東京高校（1921年）、台北高校（22年）の二つ。公立では富山高校（富山県立、23年）、浪速高校（大阪府立、26年）、府立高校（東京府立、29年）の三つ。私立では武蔵高校（22年）、成蹊高校（25年）、成城高校（25年）、甲南高校（26年）の四つのみであった。

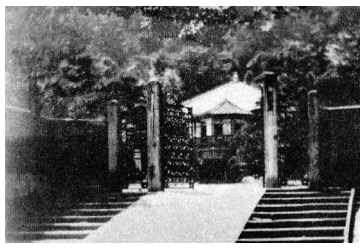
次号で、新制中高学校設立に動いた大阪財界の人脈を説明したい。

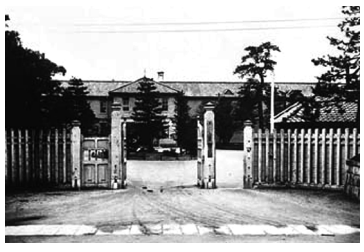

旧制第五高等学校（現:熊本大学）

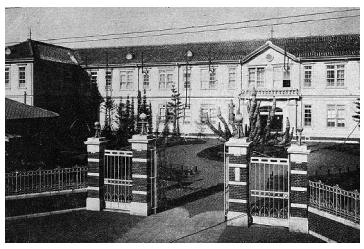

旧制第一高等学校（現:東京大学）

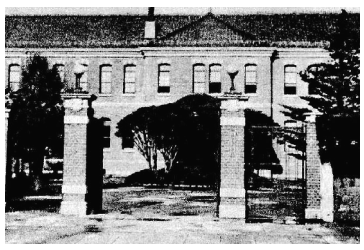

旧制第六高等学校（現:岡山大学）


旧制第二高等学校（現:東北大学）


旧制第七高等学校（現:鹿児島大学）


旧制第三高等学校（現:京都大学）


旧制第八高等学校（現:名古屋大学）


旧制第四高等学校（現:金沢大学）

関西生コン関連労働組合連合会

全日本建設運輸連帯労働組合
関西地区生コン支部
執行委員長　武 建一
〒550－0021
大阪市西区川口2-4-28
TEL06-6583-5546
FAX06-6582-6547

全日本港湾労働組合
関西地方 大阪支部
執行委員長　小林勝彦
〒552－0021
大阪市港区築港1-12-27
TEL06-6575-3131
FAX06-6575-3134

Kinbara
近畿バラセメント輸送協同組合
近畿圏のセメント輸送ネットワークで
安全・効率化に貢献します。
Kinbaraは安心のマーク
理事長　毛 屋 和 重

【税を知る】シリーズ 議員年金って何？

かつて日本には、衆議員・参議員の国会議員や地方議員を対象とした議員年金があった。

知事や市長など自治体の長は、1期4年の任期が終わるたびに退職金が支給されるが、国会議員にはそうした制度はない。それに代わるものとして、国会議員互助年金法に基づき、議員引退後65歳から支給されるのが国会議員年金だ。議員互助年金（議員年金）は議員引退後の所得保障目的で、国会議員は1958年、地方議員は1961年に創設されたが、現在はどちらも制度廃止となっている。

年412万円の年金？

国会議員年金の場合、制度廃止前の2005年度の保険料は年126万円6000円で、同年度の国民年金の保険料15万円5600円の約8倍だ。月に換算すると約10万円と、一見、高額保険料に思えるが、2005年当時の国会議員の推定平均年収は約2900万円なので、年収の約4・3％の保険料となる。そして国会議員年金は、在職10年で受給資格を得ることができた。10年以上の在職年数の議員年金受給額は最低額412万円で、3年余でそっくり元が取れる計算だ。

しかも、国民年金が25年以上払い込まなければ受給資格を得ることができず、1円も戻ってこないのに対して（2017年8月から、受給資格を得るための納付期間が25年から10年に縮小された）、国会議員年金は議員である期間が10年未満で受給資格が得られない場合でも、在職期間が3年以上であれば8割が戻ってきた。サラリーマンが加入する厚生年金、自営業者が加入する国民年金では50％が掛け金、50％が税金からである。

誰の目から見ても優遇ぶりは明らかなこの制度に対して、他の公的年金に比べて優遇されすぎているという国民から批判の声が噴出し、2006年に国会議員年金が、2011年には地方議員年金が廃止された。

廃止された議員年金制度の概要

	国会議員互助年金	地方議会議員年金
廃止時期	2006年4月	2011年6月
受給資格	在職10年	在職12年
在職時の保険料	年126万6000円	都道府県議は月額報酬の13％ 市町村議は月額報酬の16％
受給額	在職10年で412万円 在職1年増えるごとに 年8万2400円増額	平均 年95万円 ※都道府県議は年195万円 市議は年103万円など
公費支出割合	70％	40％

廃止後も公費負担が

議員年金は廃止になったが、それで税負担が消えたわけではない事に注意が必要だ。廃止以降、掛け金は停止になったものの、それまで既に国会議員によって支払われた掛け金に関しては、減額をして年金を支給することが盛り込まれていたため、廃止後時点で在職10年を越えていた国会議員への受給は続いている。つまり2006年時点では掛け金30％、公費負担70％であったものが、制度廃止により以後は100％の公費負担となった。

議員年金復活を画策

昨年9月の菅政権発足直後、自民党幹部が議員年金制度復活の検討を指示したと報道された。新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、党幹部は「コロナが収束すれば検討を本格的に進めていく」と話した。今秋までにある衆院選を見据えて、地方議会からの要望が強い地方議員年金を優先させ、世論の反応を見極める案も浮上している。

選挙のたびに復活論が

廃止される前、国会議員と地方議員の議員年金は、公的年金とは別枠の制度として設計されており（公的年金と議員年金の同時支給が可能）、「地方議員年金」（在職12年以上で受給資格）は、都道府県議に年平均194万円、市議に年平均103万円が退職後に支給されていたが、国民からの批判の声が噴出したことに加え、平成の市町村大合併の急速な進展に伴う議員数の予想を上回る激減、行革による議員定数・議員報酬の削減、積立金が市町村では2011年度に都道府県では2022年度に枯渇する見込みなどであったことなどから、2011年をもって廃止され、議員も自営業者などと同様に国民年金で老後の生活を支えることになった。

こうした議員年金の復活の話は、統一地方選挙や、衆参国政選挙が近づくと検討される傾向にある。前回検討された2018年では、当時の自民党・竹下亘総務会長が「若くして国会に出た議員は辞めたら全員生活保護だ。ホームレスになった人もいると聞く。こんな国は世界中にない」と発言したことから、地方議員の年金を復活させる法案を国会に提出する動きが進んだものの、世論からの強い批判を受け、結局提出は見送られた。

議員年金復活より公的年金の拡充を

なぜ、議員年金の復活に力を注ぐか。もちろん、自分たちの老後の保障という面もあるが、それ以外の理由もある。よく地方議員年金の復活の理由として挙げられるのが、地方選挙での投票率の著しい低下だとか、無投票当選の増加や定員割れなど、地方議員のなり手不足だ。しかし、投票率の低下も無投票当選も、議員年金の廃止以前からずっと続いている現象であり、地方議員年金を復活させたからといって、地方議会議員という仕事の魅力が増し、志願者が急増するわけではないはずだ。

また、議員引退後の生活保障についても、「国民年金では生活できない」というのであれば、公的年金制度の抜本的な改正を行ない、国民全体にセーフティネットをかけるのが政治ではないだろうか。そもそも公的年金で汲々として暮らさざるを得ない国民も多数いるわけで、そういう方々を救済する道を示さずに、自分たちだけの老後保障に走るのは政治の邪道ではないだろうか。そもそも、地方議員のなり手が不足しているのなら、地方議員の魅力を増し、新規参入を増やすためにハードルを低くする努力をまず議会側で示すべきではないでだろうか？

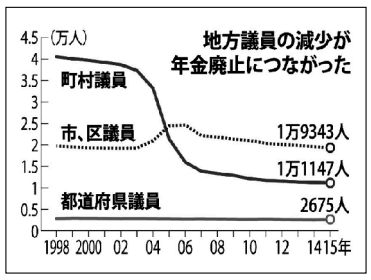
それでも議員年金の復活を画策するのは、今秋に予定されている衆院選で、国会議員の選挙活動のために地方議員に大いに活躍してもらうための布石という裏心が透けて見える。

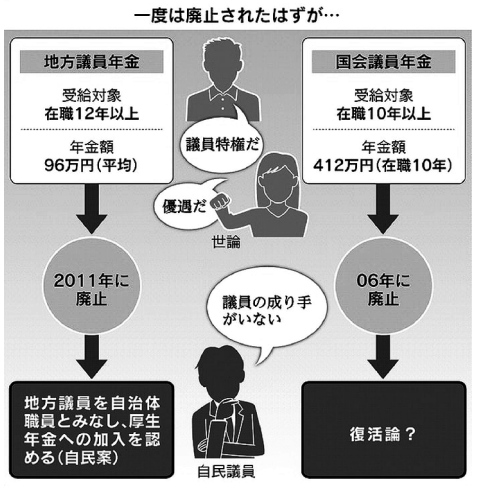
国民はチェックを

前号では歳費や数々の手当てを取り上げ、今号では廃止されたものの制度復活が画策されている議員年金を取り上げた。歳費を受け取ること自体は特権とは言えないが、国民感覚とはかけ離れたこれらの支出を、「無駄だから切り捨てろ」というのは少し乱暴な気がする。もちろん議員にも生活があり、これらの支出も政治活動をしていく上で必要な事であろう。例えば世帯数10万人の街で、自分の政策や主張を知ってもらうための郵便物を全世帯に送ろうと思えば、最低でも840万円がかかる。それ以上に自弁で政治活動を行なっている議員もいるだろう。

問題は、その税金からの支出金額に見合った仕事をしているのかどうかだ。国会議員や地方議員は選ばれて初めてなれるもので、折々の選挙結果の信任と、国会議員として行なった仕事への信認が、必ずしも一致しているとは限らない。国会議員の大多数は議員報酬に見合うだけの仕事をしていないと指摘する関係者の証言もある。

歳費や議員報酬に見合う分の働きをしているのなら、国民や市民から文句は出ない。そのために、議員のお金の流れや、仕事の内容を透明化して、判断基準のため全てをつまびらかにはできないだろうか。国民も一票を投じたらそれで終わりではなく、本当にその人が国民のために仕事をしているのかをチェックし、議員に緊張感を持たせる必要があるだろう。





提言文芸

~投稿歓迎~

・戦争は　しょうがないでは　すみません　（二児の母）

・ワクチンと　五輪は選挙の　ためかいな　（新大阪で生まれた女）

ワクチン接種が十分に行き渡らないまま開催された東京オリンピック。行き当たりばったりの対応ばかりで、閉会後にコロナ感染が拡大しても、全ての政策において「しょうがなかった」との責任逃れは許してはいけません。

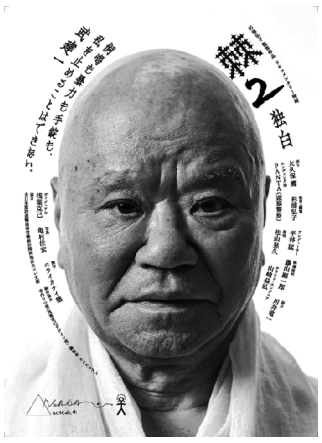
2019年に公開された映画「『棘』～ひとの痛みは己の痛み。武建一」（監督：杉浦弘子）は、徳之島出身の一人の男、武建一の半生を描いたヒューマンドキュメンタリーだ。映画は、全日建連帯労組関西地区生コン支部が企業の枠を超えた産業別労働組合運動に取り組み、関西地方の中小生コン業界を協同組合に組織して、企業のコンプライアンスを遵守させる活動に積極的に取り組んだがゆえに、財界と国家権力、そしてヘイト集団らから集中弾圧を受けたが、それに屈せず闘い抜く関西生コン支部の労働者の姿がしっかりカメラに捉えられており、全国各地での上映会で大反響を呼んだ。

待望の続編である「棘2 独白」が今春完成。8月7日に協同会館アソシエで大阪上映会が開催される。

逆境にある「労働界のレジェンド」武建一が二年間の空白を独白

映画『棘2～独白～』大阪上映会

8月7日（土）14:00～ 協同会館アソシエで



ドキュメンタリー映画『棘2』大阪上映会

【日　時】8月7日（土）　14時～16時
【会　場】協同会館アソシエ
大阪市東淀川区淡路3-6-31
電話06・6326・5500
【入場料】1500円
（80歳以上・障がい者・小中高生無料）
【主　催】映画「棘2」製作委員会

上映後に監督とプロデューサーの挨拶あり。

戦後最大の労働組合弾圧を許せるのか？

プロデューサー　平林　猛



幾多の権力や暴力装置の弾圧を受けても、その度に蘇生する関西生コン。何故、蘇生するのか。それは逃げずに、絶えず命を張って闘っているからだ。

武建一が世の中の不合理さに闘いだしてからおよそ半世紀。数々の闘いの歴史がある。だが、何故、闘うのか。それは労働運動を守る大きな理由があるが、それだけではない。

昨今、「警察国家」が戦前の悪法「治安維持法」を手本に、きな臭い活動を開始している。

しかし「警察国家」のシナリオは7月13日、大阪地裁で白日の下に晒され、苦し紛れに「懲役8年」を「懲役3年」執行猶予5年などと無謀な事を言い渡したのである。無罪を勝ち取るまで絶対、闘わなくてはならない。「自由」のために。

捏造し処罰するという悲劇をどう伝えるのか。国は罪のない人を逮捕、長期勾留し、人間の生命を左右して良いのか？

そんな疑問と怒りを持ちながら武委員長の素顔、魂の言葉をより多くの皆さんに届けたいと「棘2」は誕生した。

「棘2」への想い

監督　杉浦弘子



今年7月13日、武建一委員長の判決。懲役3年、執行猶予5年という不満はあるものの、ここへ帰ってきたのである。正当な労働組合活動を威力業務妨害や強要として罪をでっち上げ、今、「警察国家」が戦前の悪法「治安維持法」を手本に、きな臭い活動を開始している。

しかし「警察国家」のシナリオは7月13日、大阪地裁で白日の下に晒され、苦し紛れに「懲役8年」を「懲役3年」執行猶予5年などと無謀な事を言い渡したのである。無罪を勝ち取るまで絶対、闘わなくてはならない。「自由」のために。

捏造し処罰するという悲劇をどう伝えるのか。国は罪のない人を逮捕、長期勾留し、人間の生命を左右して良いのか？

そんな疑問と怒りを持ちながら武委員長の素顔、魂の言葉をより多くの皆さんに届けたいと「棘2」は誕生した。

憲法28条（労働3権）の破壊　警察・検察の暴挙

関ナマ　大津・湖東協組事件

労組つぶしは許さない「勝手連しが」

裁判地裁　大津判裁



6月28日

証言者は全日建・書記長のK氏。

証言に先立って、前回の公判で積み残された証言が2点、追加された。が、これは割愛する。

K証人は、小林一輔著『コンクリートが危ない』（岩波新書）のあとがきで、「K氏には、仲介の労をとっていただいた」と著者から謝辞を述べられている。若いころから、理論家、行動家として定評のある人物である。

今回の弾圧の基本構図。

1．関ナマ労組は「工事現場のコンプラ活動。あるいはビラ撒きなどのキャンペーンにより、施工者側に圧力をかけ、生コン業者をアウトからインへ代えようとした。

2．その過程で中堅ゼネコンF社に圧力をかけた。

2017年夏のF社大阪支店長、関ナマ側、大阪広域協の協議は、関ナマ元・副委員長Y氏が主導権を持って進めた。

証言は、弁護士の問いに答えるという一問一答形式になった。

「2017年のストライキ以後、『大阪広域協』とは対立関係になりました。彼らが警察と手を組んで、関ナマつぶしの攻撃を始めた、ということです」。

本来、刑事事件の対象でないのに、犯罪視され、組合員700人が無念の脱退

「外部には知られないはずの捜査情報が、ユーチューブなどに大量に流されました。『武委員長が逮捕される』なんて情報も事前に流されていた。関係者に、こちらが事情を説明する前に、相手方から非難の目を向けられる。情報操作によって、そんな悲惨な状況になっていました。警察の手法はこうです。まず業者を責め、警察の指導通りの被害届を出させるという強引なもの。コンプラ活動は、関ナマ独自のものではありません。世界水準の活動なのです。裁判長、審理にあたっては、くれぐれも曇った目で諸状況を見ないでください」。

＊証言は、アウト対策、国賠訴訟など、多岐にわたった。これらについては、折をみて番外編で触れたい。

次回公判も重要証言が予定されています。

◆

7月26日

審理は3年目に入り、弁護側証人の登場で、検察（警察）の描いてきたシナリオ（でっち上げ）が次々に崩されている。

瑕疵担保特約があるから、工事の途中で業者を代えることなどできない。これ常識です。

こんな事実＝現実がもっと早く公判で公になっていれば、という重要な証言。

さらに、2017年夏のF社大阪支店の交渉は、Y氏がリードしたかの如く伝えられていたが、これは検察の虚構。

2年前の公判では、大阪広域協側の証言＝伝聞が、まるで事実であるかのように語られていた。

この時点で本稿（当時は裁判報告）は、「検察側の伝聞が、事実であるかのように、公判が進められている。当事者、Y氏の証言が必要である」と訴えている。

Y氏はこう証言。「F社大阪支店へは、大阪広域協のM氏に声をかけられたから行っただけ。そこでの話し合いの内容を武委員長に報告などしていない。そんな具体的な材料の出る話し合いじゃなかった」。

弁護側の後、検察側、さらに裁判官の質問が続いた。が、上記の重要な2点を超える応答はなかった。

＊7月26日は「勝手連しが」にとっても大きな朗報があった。2年近く、静養中だった共同代表T医師が元気な姿を見せてくれたからだ。これで、8月3日の彦根行動は、私でなくT共同代表の登場だ（私、心底、ホッとしています）。3年前、大阪の集会にもT共同代表と一緒だったのだから……。公判内容といい、わたくし状況といい。これ以上は望めない、夏晴れ。

●関ナマ事件 次回公判
9月13日 10時～17時
大津地裁 別館21号法廷

アンケート ご協力のお願い

平素、『提言』読者の皆様にはお世話になり、厚く御礼申し上げます。

『提言』編集部では、よりよい紙面づくりのために広く読者の声をお聞きしたいと考えております。つきましてはご多忙の事とは存じますが、皆様にアンケートのご協力の程お願い申し上げます。

ご回答いただけます場合は、同封のアンケート用紙に記入の上、ファクシミリでお寄せくださいますか、もしくはホームページのアンケート記入フォームからご回答をお願いいたします。

（http://www.kumiaisouken.com/questionnaire/questionnaire.html）

ホームページからのご回答はこちらから